

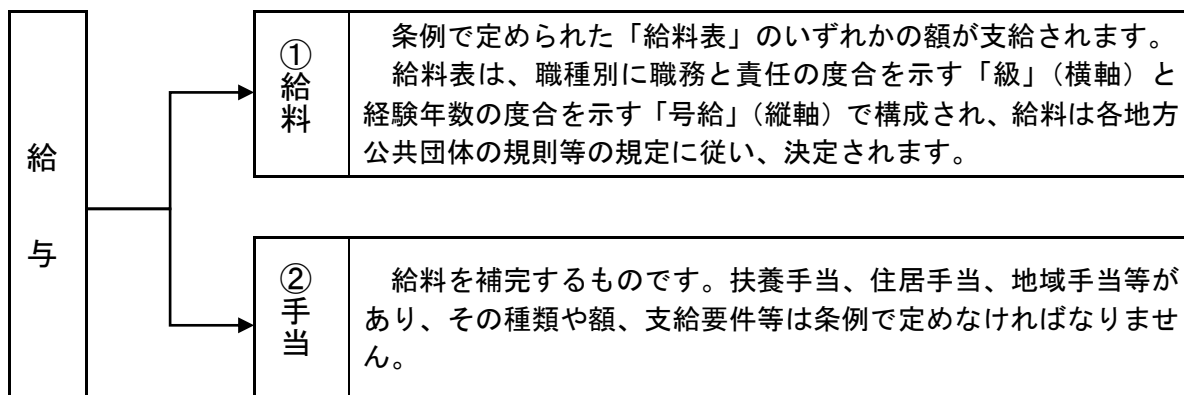
広島県内の市町の給与の状況について (令和6年度)

広島県地域政策局市町行財政課

《目次》

1. 市町のラスパイレス指数・平均給料月額等	・ ・ ・	1
2. 市町のラスパイレス指数の推移	・ ・ ・	2
3. 市町の初任給決定状況	・ ・ ・	3
4. 市町の経験年数別平均給料月額	・ ・ ・	4
5. 市町の主な諸手当の状況	・ ・ ・	5

《地方公務員の給与》



なお、給与は「労務の対価」ですから、慶弔見舞金、記念品等の給付、職員の個人的利益に帰属しない運動場等の利用などの福利厚生事業は給与には含まれません。

《地方公務員の給与決定の原則》

- ① 職務給の原則（地方公務員法（以下「地公法」という。）第 24 条第 1 項）
職員の給与は、その職務と職責に応ずるものでなければならない。
- ② 均衡の原則（地公法第 24 条第 2 項）
職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。
- ③ 条例主義の原則（地公法第 24 条第 5 項等）
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

1. 市町のラスパイレス指数・平均給料月額等（一般行政職）

R6. 4. 1 現在

市町名	ラスパイレス指数	平均給料月額 (百円)	平均年齢 (歳)
国		3, 238	42. 1
呉 市	98. 1	3, 366	45. 7
竹 原 市	100. 5	3, 323	44. 2
三 原 市	96. 6	3, 277	43. 8
尾 道 市	100. 5	3, 507	46. 4
福 山 市	100. 3	3, 218	41. 1
府 中 市	99. 3	3, 208	42. 7
三 次 市	97. 0	3, 255	44. 8
庄 原 市	97. 0	3, 187	43. 0
大 竹 市	97. 9	3, 355	43. 3
東広島市	100. 0	3, 362	43. 9
廿日市市	97. 9	3, 222	43. 9
安芸高田市	99. 3	3, 355	43. 3
江田島市	97. 8	3, 333	44. 6
府 中 町	98. 4	3, 188	44. 3
海 田 町	97. 8	3, 057	41. 1
熊 野 町	94. 6	3, 112	43. 3
坂 町	93. 5	2, 975	42. 3
安芸太田町	95. 9	3, 168	42. 4
北広島町	97. 3	3, 430	46. 0
大崎上島町	94. 8	3, 002	42. 2
世 羅 町	95. 9	3, 223	43. 4
神石高原町	96. 2	3, 288	44. 3
※1 県内市平均	98. 7	3, 295	44. 0
県内町平均	96. 1	3, 183	43. 3
※1 県内市町平均	97. 6	3, 278	43. 7
※2 全国市平均	98. 6	3, 191	42. 2
全国町村平均	96. 4	3, 058	41. 5
全団体平均	98. 8	3, 180	42. 1

※1 広島市を除いた数値

※2 政令指定都市を除いた数値

（参考）ラスパイレス指数とは

地方公務員（一般行政職）と国家公務員（行政職俸給表（一））の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、学歴別、経験年数別に比較し算出したもので、国家公務員の給与を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。

なお、職員数の少ない団体では職員構成や経験年数階層の変動が大きく影響してくることもあります。

ラスパイレス指数は、統計的な変動・人員分布の影響が大きいため、単年度の比較ではなく、数年の傾向としてみる事が大切です。

2. 市町のラスパイレース指数の推移

【一般行政職】

R6. 4. 1 現在

	25年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	対前年度増減
	国減額後	国減額前 (参考値) ※												
呉市	109.5	101.2	100.6	100.6	100.3	100.5	100.1	99.3	99.2	98.6	98.3	98.1	98.1	0.0
竹原市	110.7	102.2	103.7	103.1	102.4	102.5	102.5	99.1	97.5	96.8	100.4	100.6	100.5	▲ 0.1
三原市	106.3	98.2	98.6	98.3	98.7	98.7	98.5	98.3	98.4	97.4	96.4	96.4	96.6	0.2
尾道市	109.4	101.0	101.1	101.1	100.9	99.9	100.7	100.9	100.9	100.8	100.4	100.3	100.5	0.2
福山市	109.2	100.9	100.8	100.9	101.5	101.6	101.3	100.9	101.1	100.7	100.6	100.3	100.3	0.0
府中市	108.3	100.0	99.2	95.6	99.3	99.3	100.0	99.7	99.7	99.5	98.8	99.4	99.3	▲ 0.1
三次市	106.1	98.0	98.0	97.3	98.1	98.1	97.7	97.2	97.2	97.3	97.0	97.1	97.0	▲ 0.1
庄原市	103.9	96.0	96.5	97.0	96.8	97.3	96.9	97.2	97.3	96.7	96.9	96.5	97.0	0.5
大竹市	105.7	97.6	98.2	98.6	99.4	99.5	99.8	99.6	99.3	99.3	99.1	98.5	97.9	▲ 0.6
東広島市	109.0	100.7	101.3	101.3	101.4	101.2	100.9	100.9	100.5	100.3	99.9	100.2	100.0	▲ 0.2
廿日市市	105.7	97.7	99.1	98.1	98.6	98.3	98.7	98.8	98.7	98.3	98.1	98.5	97.9	▲ 0.6
安芸高田市	109.3	100.9	100.6	100.8	101.0	100.5	100.8	100.4	100.2	99.9	99.2	99.2	99.3	0.1
江田島市	104.1	96.1	96.6	96.9	97.8	97.9	98.4	98.3	98.9	99.3	98.5	98.0	97.8	▲ 0.2
府中町	108.0	99.8	99.8	99.9	99.7	99.3	98.8	98.8	99.1	99.3	99.5	98.6	98.4	▲ 0.2
海田町	105.7	97.6	97.6	96.9	96.5	96.7	97.7	98.2	97.5	96.9	96.6	96.9	97.8	0.9
熊野町	103.5	95.6	95.6	94.5	96.0	94.8	95.6	95.8	95.5	95.4	94.1	93.8	94.6	0.8
坂町	102.4	94.5	93.9	95.5	95.0	95.6	95.1	95.6	94.2	95.3	95.6	94.3	93.5	▲ 0.8
	[99.4]	[91.8]	[91.2]	[92.7]	[92.2]	[92.8]	[92.3]	[92.8]						
安芸太田町	104.1	96.1	96.0	95.5	96.4	96.4	97.2	97.5	97.3	96.3	95.9	96.1	95.9	▲ 0.2
北広島町	107.4	99.1	98.4	97.4	98.1	97.8	97.9	98.3	98.0	97.8	97.2	97.4	97.3	▲ 0.1
大崎上島町	101.9	94.1	93.4	93.5	94.0	93.7	94.7	94.3	95.2	95.9	95.5	95.9	94.8	▲ 1.1
世羅町	104.9	96.9	96.6	97.6	98.4	97.3	97.3	97.4	97.7	98.3	96.6	96.0	95.9	▲ 0.1
神石高原町	105.4	97.4	96.9	96.9	96.8	96.3	96.9	96.4	96.4	96.0	95.6	95.8	96.2	0.4
合計	市計 (広島市除く)	108.0	99.8	100.0	99.7	100.1	100.2	100.0	99.8	99.7	98.8	98.7	98.6	▲ 0.1
	町計	105.3	97.3	97.0	97.1	97.5	97.1	97.3	97.2	97.3	96.8	96.3	96.0	▲ 0.1
	県計 (広島市除く)	107.6	99.4	99.5	99.3	99.7	99.6	99.6	99.4	99.3	98.0	97.7	97.6	0.0

※「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値

【状況】

- ・県内の市町平均は、昨年度と同数値ですが、市計及び町計はそれぞれ0.1ポイント下降しています。
- ・全国平均と比較すると、県内の市（広島市を除く）・町ともに全国平均と同等となっております。

3. 市町の初任給決定状況（一般行政職）

R6. 4. 1 現在

市町名	初任給決定状況			
	大学卒（試験）		高校卒（試験）	
	初任給基準額(円)	号給	初任給基準額(円)	号給
国	196,200	1-25	166,600	1-5
呉市	196,200	1-25	166,600	1-5
竹原市	202,400	1-29	176,100	1-13
三原市	202,400	1-29	170,900	1-9
尾道市	196,200	1-25	166,600	1-5
福山市	202,400	1-29	170,900	1-9
府中市	196,200	1-25	170,900	1-9
三次市	196,200	1-25	170,900	1-9
庄原市	196,200	1-25	170,900	1-9
大竹市	202,400	1-29	170,900	1-9
東広島市	202,400	1-29	176,100	1-13
廿日市市	202,400	1-29	176,100	1-13
安芸高田市	196,200	1-25	166,600	1-5
江田島市	196,200	1-25	166,600	1-5
府中町	202,400	1-29	176,100	1-13
海田町	202,400	1-29	176,100	1-13
熊野町	187,300	1-21	154,600	1-5
坂町	196,200	1-25	170,900	1-9
安芸太田町	196,200	1-25	166,600	1-5
北広島町	-	-	166,600	1-5
大崎上島町	196,200	1-25	166,600	1-5
世羅町	187,300	1-21	166,600	1-5
神石高原町	196,200	1-25	166,600	1-5

※ 令和6年度人事院勧告に基づく給与改定前の額

4. 市町の経験年数別平均給料月額

R6. 4. 1 現在

市町名	ラスパイレス 指数	一般行政職 (単位：百円)					
		大 卒			高 卒		
		10～14 年	15～19 年	20～24 年	10～14 年	15～19 年	20～24 年
国		2,959	3,424	3,743	2,492	2,846	3,236
呉 市	98.1	2,798	3,272	3,671	2,487	*	3,026
竹 原 市	100.5	2,845	3,373	3,736	—	*	—
三 原 市	96.6	2,878	3,181	3,604	*	*	—
尾 道 市	100.5	2,922	3,264	3,640	2,587	*	*
福 山 市	100.3	2,876	3,322	3,741	2,520	2,851	3,345
府 中 市	99.3	2,825	3,327	3,731	*	*	3,478
三 次 市	97.0	2,755	3,020	3,630	*	—	—
庄 原 市	97.0	2,729	3,023	3,606	*	*	*
大 竹 市	97.9	2,855	3,351	3,668	*	—	—
東 広 島 市	100.0	2,839	3,416	3,672	2,587	*	3,449
廿 日 市 市	97.9	2,764	3,139	3,553	2,556	2,579	3,152
安芸高田市	99.3	2,803	3,258	3,709	2,543	*	*
江 田 島 市	97.8	2,785	3,099	3,611	*	*	*
府 中 町	98.4	2,719	3,198	3,658	2,513	2,820	*
海 田 町	97.8	2,731	3,211	3,608	*	*	*
熊 野 町	94.6	2,675	3,185	3,515	2,506	*	*
坂 町	93.5	2,654	2,861	3,347	—	—	*
安芸太田町	95.9	2,716	2,992	3,589	2,289	*	—
北 広 島 町	97.3	2,791	3,141	3,636	*	—	—
大崎上島町	94.8	2,741	2,815	3,612	*	—	*
世 羅 町	95.9	2,787	2,900	3,582	—	*	*
神石高原町	96.2	2,734	3,040	3,543	*	*	3,184

※「—」…該当職員なし、「*」…該当職員が3人以下のため記載していない。

5. 市町の主な諸手当の状況

R6. 4. 1 現在

市町名	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当
国	①配偶者：6,500 円 ②子：10,000 円 ③父母等：6,500 円 ④配偶者なし 支給なし ⑤特定期間の加算 ：5,000 円	広島市：10%、 府中町：6%、 三原市・東広島 市・廿日市市・ 海田町・坂町： 3%	①借家： 最高額 28,000 円 ②配偶者等の居住する 借家：①の 2 分の 1 ③自宅：無	①交通機関： 2 km 以上、最高 55,000 円 ②自動車： 2 km 以上、最高 31,600 円
呉市	国と同じ	—	①：最高額 28,500 円	①：1.5km 以上、上限なし ②：1.5km 以上、最高 33,500 円、 距離区分が国と異なる
竹原市	国と同じ	—	①：最高額 27,000 円	②：距離区分が国と異なる
三原市	国と同じ	三原市：3%	国と同じ	②：距離区分が国と異なる
尾道市	国と同じ	—	国と同じ	②：1 km 以上 距離区分が国と異なる
福山市	⑤特定期間の加算： 5,500 円	—	国と同じ	①：定期券価格相当額 ②：距離区分が国と異なる
府中市	国と同じ	—	①：最高額 27,000 円	国と同じ
三次市	国と同じ	—	国と同じ	国と同じ
庄原市	国と同じ	—	国と同じ	②：最高 34,700 円、距離区分が国と 異なる、有料駐車場加算 2,000 円
大竹市	⑤特定期間の加算： 5,500 円	—	国と同じ	②：最高 21,800 円、 距離区分が国と異なる
東広島市	国と同じ	東広島市：3%	①：最高額 27,000 円	②：最高 24,500 円、 距離区分が国と異なる
廿日市市	国と同じ	廿日市市：3%	①：市内上限 35,000 円 (②：①の 1/2)	②：最高 33,700 円、 距離区分が国と異なる
安芸高田市	国と同じ	—	国と同じ	国と同じ
江田島市	国と同じ	—	②：配偶者がなく子が居住 している住宅は規定なし	国と同じ
府中町	国と同じ	府中町：6%	②：制度なし	②：距離区分が国と異なる
海田町	国と同じ	海田町：3%	①：町内上限 33,000 円 ②：制度なし	国と同じ
熊野町	国と同じ	—	②：制度なし	①新幹線鉄道等に係る特例規定なし
坂町	国と同じ	坂町：3%	国と同じ	国と同じ
安芸太田町	国と同じ	—	②：制度なし	②：上限なし 距離区分が国と異なる
北広島町	国と同じ	—	②：配偶者がなく子が居住 している住宅は規定なし	②：最高 48,000 円、 1km 当たり 800 円 (2km 以上対象)
大崎上島町	国と同じ	—	国と同じ	国と同じ
世羅町	国と同じ	—	国と同じ	②：最高 31,600 円、 1km 当たり 20 円×2×21 日
神石高原町	国と同じ	—	国と同じ	①：1 km 以上 ②：1 km 以上、最高 21,000 円、 距離区分が国と異なる

注 1 地域手当以外の手当については、国の各項目(①～⑤)に対して、取扱いが異なるものを記載しています。

(記載しているもの以外は「国と同じ」です。)

注 2 扶養手当の「特定期間の加算」とは 15 歳から 22 歳までの子に対する加算措置です。

注 3 市町の地域手当については、各市町の本庁舎に勤務している職員の制度完成時の地域手当の支給率を記載しています。